

福岡県児童家庭支援センター設置運営法人審査のポイント

項目		内容
1	開設場所	○ 相談者が訪問しやすく、関係機関と連携しやすい場所であるか。
2	建物・設備	○ 相談室、プレイルーム、事務室、その他必要な施設は設けられているか。 ○ 保護者や児童のプライバシーに配慮し、安心して相談できる環境を整備しているか。
3	基本方針	○ 基本方針は当該事業の目的に沿っているか。
4 事業 内容	①地域・家庭からの 相談に応ずる事業	○ 窓口の周知について効果的な取組みが提案されており、地域住民へのアプローチに積極性が認められるか。 ○ 相談しやすい工夫がなされ、相談者の課題やニーズを把握し、効果的な支援を実現できるか。
	②市町村の求めに 応ずる事業	○ 市町村に対し、質の高い助言や支援を実現していくための創意工夫がなされているか。 ○ 市町村との関係構築に当たり、積極的にアプローチする姿勢が認められるか。 (要保護児童対策地域協議会への参加等)
	③児童相談所からの 依頼や指導委託 による相談対応	○ 児童相談所と連携し、効果的な援助計画を立て、支援を実施できる工夫がなされているか。
5	実施体制 スケジュール	○ 管理者及び職員は、必要な経験・資質・資格等を有し、事業を適切に遂行する職員体制が確保できているか。 ○ 個人情報の安全管理・取扱いに対する十分な措置を行っているか。 ○ 事業の実施に当たって、計画的で実現可能なスケジュール構成となっているか。 ○ 県や関係機関との連携、連絡調整は十分に図れる体制か。
6	業務実績	○ 様々な課題(児童の発達障がい、親の養育能力の課題等)を抱えた家庭を支援した実績があるか。 ○ 市町村や児童相談所と連携して事業を実施した実績があるか。(他事業含む)
7	財務状況	○ 事業に必要な不動産は所有している又は安定した賃貸借契約によるものか。 ○ 事業資金は十分に確保できているか。 ○ 法人の財政状況が適切であるか。
8	所要経費	○ 所要経費について、事業の安定的な実施が可能なものとなっているか。
9	独自提案	○ 提案内容は独自性があり、事業実施に効果的であるか。